

【家畜共済にご加入の皆様へ】

**待期間中の事故であっても
共済金が請求できる場合があります**

待期間中の事故の取扱い

家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内(待期間)に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として、共済金が請求できません。

しかし、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたらすみやかにご連絡ください。

請求可能な事故の例

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、 圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、 火災、自然災害など
突発的に 発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因 する病気	乳熱、子宮脱、 新生子の生後感染症など	分娩、 新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の 死亡又は廃用に伴う胎子死	母牛の死亡又は廃用

請求方法については裏面をご覧ください



【家畜共済にご加入の皆様へ】

請求方法

- 1 事故が発生しましたら、すみやかにご連絡下さい。
- 2 次の書類を組合へ提出して下さい。
 - ① 事故原因が発生した時点が明記された診断書(検案書)※
※ 共済団体の家畜診療所、指定獣医師の診療を受けている場合は、提出は不要です。
 - ② 事故原因の特定を目的に検査を行った場合は、
検査結果を証明したもの
(検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの)
 - ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
 - ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、
授精(種付・移植)証明書

留意事項

事前に、事故発生通知や異動報告のない場合は、免責100%が適用されます。

また、飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、組合で定められた免責事項が適用され、共済金がお支払いできない場合があります。

詳しくは、最寄りの熊本県農業共済組合各支所へお問い合わせ下さい